

唐津市肥前体育館

区分		改正前 (1時間当たり)								改正後 (1時間当たり)		
		アマチュアスポーツに利用				アマチュアスポーツ以外に利用						
		入場料を徴収しない場合		入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合		入場料を徴収する場合				
		午後5時まで	午後5時から	午後5時まで	午後5時から	午後5時まで	午後5時から	午後5時まで	午後5時から			
体育館 専用利用	一般	全面	570円	690円	1,150円	1,380円	1,720円	2,070円	6,910円	8,290円	850円	
		半面	290円	340円	—	—	—	—	—	—	—	420円
		1/4面	—	—	—	—	—	—	—	—	—	210円
	生徒・児童	全面	290円	340円	570円	690円	—	—	—	—	—	420円
		半面	140円	170円	—	—	—	—	—	—	—	210円
		1/4面	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100円

区分		改正前 (1時間当たり)	改正後 (1時間当たり)
卓球室専用利用	一般	210円	310円
	生徒・児童	100円	150円

区分	改正前	改正後
シャワー (1回当たり)	100円	100円

区分		改正前 (3時間当たり)	改正後 (1時間当たり)
個人利用	一般	100円	110円
	生徒・児童	50円	50円

【備考】

<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般とは、15歳以上で中学生及び高校生以外の人です。</li> <li>・市民以外の個人、団体の使用料は、表示料金の2倍となります。</li> <li>・物品の売買、宣伝を目的として利用する場合の使用料は、表示料金の5倍となります。</li> <li>・入場料を徴収する場合の使用料は、表示料金の5倍となります。</li> <li>・令和4年度までに購入した個人利用の回数券は、令和5年4月1日以降に利用する場合においても、使用料の差額を支払うことで利用できます。</li> <li>・令和5年4月1日以降に施設を利用する場合（ただし、令和4年12月23日より前に許可を受けた場合を除く）は、改正後の使用料となります。</li> </ul>
--

【担当課】

スポーツ局スポーツ振興課

【電話番号】

0955-72-9237